令和６年６月

長門市農業委員会総会議事録

長 門 市 農 業 委 員 会

令和６年６月総会議事録

１　日　　時　　令和６年６月１４日（金）　午前９時３０分

２　場　　所　　長門市役所３階会議室

３　付議事件

議　案

第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について　（２件）

第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について　（５件）

第３号　農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について
（利用権２件・農地中間管理事業に係る利用権４件）

報告事項

１　土地現況証明報告（非農地証明）　（２件）

２　農地法第１８条第６項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
（４件・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更２件）

４　出席委員（１８人：議席順）

１番　岡藤 英雄	２番　村岡 清美	３番　岡島 史真
４番　西村　志おり	５番　大田 寛治	６番　河野 八千代
７番　中野 晴人	８番　山近 洋祐	９番　末永 恵子
１０番　高林 司	１１番　林 一志	１２番　木村 友則
１３番　名和田 栄治	１４番　林 弘幸	１５番　大田 裕美
１６番　木村 正雄	１８番　深水 一男（会長職務代理者）	
１９番　大野 耕作（会長）		

５　欠席委員（１名）

１７番　大汐 光晴

６　農業委員会事務局職員

事務局長　　角谷 隆士

事務局長補佐　　坂倉 幸三

書　　記　　北村 実瑛

7　会議の概要

議　長 （会長） 挨拶	令和６年６月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 （挨拶）
議　長	本日の付議事項は、議案３件、報告事項２件でございます。 慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。 引き続きまして、5月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。 （会議等の報告）
議　長	それでは、ただ今から令和６年６月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は 19 名でございます。本日の出席委員は 18 名、欠席委員は１名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第７条の規定により、本総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 5番、大田寛治委員、6番、河野八千代委員、よろしくお願いをいたします。 議事に入ります。 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長補佐	それでは、説明をいたします。1ページをご覧ください。 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第３条第１項の規定により､下記農地の申請があったので審議を求める。 令和６年６月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号 1。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 189 ㎡、ほか１筆。 譲受人は、●●県●●市大字●●▲▲番地▲、●●さん。 譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、購入を予定している空き家に隣接しており、空き家を購入し、定住して畑で野菜等を育てたいため。譲渡人は、現在遠

方に住んでおり、また高齢により耕作をしておらず、今後も耕作する予定がないため譲渡することとした。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から北西へ約900ｍに位置する農地です。
また、3ページには公図を添付しております。
ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。
第1号の全部効率利用要件についてですが、家庭菜園として活用するとのことで、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。
第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。
第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。
第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。
以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議　長

引き続いて、当地区担当14番、林委員、補足説明をお願いいたします。

１４番

14番、林です。
6月4日に、大野会長、先野推進委員、事務局と私で現地の確認を行いました。
申請地につきましては、●●地区、●●中学校から北西に位置します。
今回、空き家バンク事業により購入された物件に隣接した畑地で、以前から興味のあった野菜作りをされるそうです。
面積についても、自家消費に適した規模で、何も問題はないと思われます。
皆様方の、ご審議をよろしくお願いいたします。

議　長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（質問、意見なし）

議　長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議　長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号２について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長補佐

それでは、説明いたします。
番号２。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は886㎡。
譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。
権利の種類は、所有権の移転です。
理由としまして、譲受人は、畑作地を探していたところ、譲渡人からの申し出があり、応じるもの。譲渡人は、高齢のため耕作が困難であり、農業後継者もいないことから、譲受人に売却することにした。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」１ページ及び４ページをご覧ください。●●から北東へ約620ｍに位置する農地です。
また、５ページには公図を添付しております。
ここで、農地法第３条第２項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」１ページをご覧ください。
第１号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第２号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第３号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。
第４号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。
第５号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。
第６号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。
以上のことから、農地法第３条第２項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議　長

引き続いて、当地区担当 14 番、林委員、補足説明をお願いいたします。

１４番

14 番、林です。

6 月 4 日に、大野会長、先野推進委員、事務局と私で現地を確認してまいりました。

ほ場の状況といたしましては、事務局から説明のありましたとおりでございまして、数年前より耕作がされていない状態でした。

今回、譲渡人の●●さんはご高齢で耕作が困難であり、後継者がおられないということで、譲受人の●●さんに申出があり、今回の申請にいたったという事です。

譲受人の●●さんは、現在は●●地区に在住で、約 4.3 ヘクタールの規模で農業経営をされておられます。

畑作地を探されていたところ、息子さんの住居に隣接した農地ということで、申出に応じられたという事です。

今後は、息子さんの協力を得てスイカ、かぼちゃ等の栽培を計画されており、コープ長門などに出荷される予定だそうです。

以上のことから、何も問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議　長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（質問、意見なし）

議　長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議　長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長補佐

それでは、説明に入ります。2 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を

求める。
令和6年6月14日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
番号1。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目につきましては、登記簿が畑、現況は荒廃、面積は30㎡。
譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。
譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。
権利の種類は、所有権の移転です。
転用の目的は水稲育苗施設です。
理由としまして、譲受人は、対象地を育苗施設として長期間使用させていただいてきた。適正な管理は他の土地ではできないと判断し、今後継続的な使用を前提に、今回の購入を計画することとした。譲渡人は、対象地は自宅から離れており、管理が困難なことから、管理を譲受人に任せてきた。今回、売買による継続的な管理をお願いされたことから、これに応じることとした。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び6ページをご覧ください。●●から東南東へ約4.6kmに位置する農地です。
また、7ページには公図、8ページには土地利用計画図等を添付しております。
ここで、「農地法審査基準」7ページをご覧ください。
立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地となります。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、本申請に係る事業の目的を達成することができないと認められるため、農地法第5条第2項第2号に該当し、許可可能であると考えます。
次に一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。
なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。
(1)農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から2箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。
次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下及び地下浸透にて処理し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

　以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。
　なお、本案件は無断転用案件であり、令和25年4月頃、農地転用許可申請をすることなく転用を行ったものです。申請者からは農地法について不確知であったこと、今後農地法を遵守する旨の始末書が、長門市農業委員会会長宛てに提出されております。
　以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議　長
　引き続いて、当地区担当2番、村岡委員、補足説明をお願いいたします。

２　番
　2番、当地区担当の村岡です。
　6月4日、大野会長、西村推進委員、事務局と私で、現地調査を行いました。
　事務局の説明のとおりで、育苗する苗の設置場所であります。
　譲受人の●●さんのご自宅の前にありまして、管理は十分にされていると思います。
　何の問題もないと思いますので、皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長
　事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
　本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

　（質問、意見なし）

議　長
　質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
　本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

　（挙手多数）

議　長
　挙手多数であります。
　よって、本件は許可することに決定をいたします。
　引き続き、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長補佐
　それでは、説明いたします。3ページをご覧ください。
　番号2。
　土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに畑、面積は72㎡、ほか1筆。
　譲受人は、●●▲▲番地、宗教法人●●、代表●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は駐車場敷地拡張です。

理由としまして、譲受人は、寺院の周辺道路が狭く、駐車場が必要なため、既存駐車場を拡張するもの。譲渡人は、自宅が遠方にあり、耕作が困難で雑草が茂り周辺に迷惑をかける。有害鳥獣が住み着くのを防ぐために売買に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 9 ページをご覧ください。●●から東へ約 490m に位置する農地です。

また、10 ページには公図、11 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」4 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地に該当します。原則転用が許可されませんが、ここで農地法審査基準 5 ページをご覧ください。既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものであり、農地法施行規則第 35 条第 5 号が適用され、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

（1）農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の残高証明書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から半年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に（2）被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下及び地下浸透にて処理し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議　長　　引き続いて、当地区担当は私でございますので、補足説明をさせていただきます。

6 月 4 日、事務局、宮本推進委員さんと私で現地の確認をいたしました。

	現地につきましては、●●バイパスから●●に向かい、●●の高架を渡って下りたところにあります。この土地の周辺は、過去にも 2 回、農業委員会の総会におきまして、駐車場としての転用申請が出された所に付随した土地です。 一応、畑ということで提出された場所ですが、申請にありますように雑木も生えておりまして、有害鳥獣が発生しないためにも、また、お寺にとっても駐車場が拡張できるということで、申請がなされたわけです。 皆様方の慎重審議を、よろしくお願いいたします。 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。
	（質問、意見なし）
議　長	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	（挙手多数）
議　長	挙手多数であります。 よって、本件は、山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。 引き続き番号 3 について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長補佐	それでは、説明いたします。 番号 3。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに田、面積は 455 ㎡。ほか 2 筆。 譲受人は、●●区●●▲丁目▲番▲号、●●合同会社、代表社員、●●株式会社、職務執行者、●●さん。 譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん、ほか 2 名。 権利の種類は、所有権の移転です。 転用の目的は、太陽光発電設備です。 理由としまして、譲受人は、再生エネルギー事業に取り組むことで、耕作困難な農地を有効活用したいと考えた。環境と周辺住民への配慮もしつつ地域活性化に貢献出来たらと思う。譲渡人は、農地の維持管理が困難なため、譲受人からの事業の提案を受け、応じることとした。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 12 ページをご覧ください。●●から南南西へ約 720m に位置する農地です。

また、13 ページには公図、14 ページから 15 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号が規定する用途区域、第 2 種住居地域に指定されており、第 3 種農地に該当するため、転用許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下及び地下浸透にて処理し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議　長

引き続いて、当地区担当 18 番、深水委員、補足説明をお願いいたします。

１８番

18 番、深水です。

6 月 4 日、大野会長、村田推進委員、事務局と私で現地調査を行いました。

先ほど事務局から説明があったとおりですが、位置図の 12 ページと 13 ページを見ていただいたら分かると思いますが、場所は、元々、●●という酒屋さんがあったんですが、その奥の方にあります。そこの農地は、なかなか出入りができないということで、周辺には住宅が密集しているという状況です。

この案件について、最初にこの資料をいただいた時に、ああいう場所にソーラーパネルを置くのはどうなのかなと思いまして、事務局に確認しましたら、地区の住民の方々への事前説明が行われていて、一応、了解は得ているということでしたので、問題はないと思っております。

皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（質問、意見なし）

議　長　　質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議　長　　挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたします。
引き続き、番号 4 について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長補佐　　それでは、説明いたします。4 ページをご覧ください。
番号 4。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに田、面積は 1,318 ㎡。
譲受人は、●●市大字●●▲▲番地、●●株式会社、代表取締役、●●さん。
譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
権利の種類は、所有権の移転です。
転用の目的は、宅地造成です。
理由としまして、譲受人は、申請地周辺は宅地化が進行しており、教育機関への便もよく、住宅の需要が見込まれるため、宅地分譲を計画することとした。譲渡人は、今後も耕作の意思もなく、他に農作業の受託先も見つからないことから売買に応じることとした。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 16 ページをご覧ください。●●から西へ約 300ｍに位置する農地です。
また、17 ページには公図、18 ページには土地利用計画図等を添付しております。
ここで、「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。
立地基準の農地の区分ですが、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号が規定する用途区域、第 1 種住居地域に指定されており、第 3 種農地に該当するため、転用許可可能であると考えます。
次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。
なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

（1）農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に（2）被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路側溝に放流し、汚水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議　長

引き続いて、当地区担当 18 番、深水委員、補足説明をお願いいたします。

１８番

18 番、深水です。

6 月 4 日、大野会長、村田推進委員、事務局と私で現地調査を行いました。

位置図の 16 ページを見ていただいたら分かると思いますが、県道があって、●●があり、その南側の方に線路が走っておりますが、その間にビニールハウスがあった場所です。

以前は、トマト等の野菜を作っておられていて、大きな事業をされていたそうなんですが、現在は、骨組みだけが残っている状態で、ほぼ荒廃状態でございます。

この地区も先ほどの案件と同じで、住宅が密集している状況なので、問題はないと思います。

皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議　長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（質問、意見なし）

議　長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議　長

　挙手多数であります。
　よって、本件は、許可することに決定をいたします。
　引き続き番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長補佐

　それでは、説明いたします。
　番号5。
　土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに田、面積は1,616㎡。ほか1筆。
　譲受人は、●●市大字●●▲▲番地、●●株式会社、代表取締役、●●さん。
　譲渡人は、●●県●●市●●区●●▲丁目▲番▲号、●●さん。
　権利の種類は、所有権の移転です。
　転用の目的は、宅地造成です。
　理由としまして、譲受人は、申請地周辺は宅地化が進行しており、教育機関への便もよく、住宅の需要が見込まれるため、宅地分譲を計画することとした。譲渡人は、遠方に居住しており、今後も耕作の意思もなく、他に農作業の受託先も見つからないことから売買に応じることとした。
　申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び19ページをご覧ください。●●から南南東へ約1.1kmに位置する農地です。
　また、20ページには公図、21ページには土地利用計画図等を添付しております。
　ここで、「農地法審査基準」7ページをご覧ください。
　立地基準の農地の区分ですが、都市計画法第8条第1項第1号が規定する用途区域、第1種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当するため、転用許可可能であると考えます。
　次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。
　なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。
　(1)農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。
　次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路側溝に放流し、汚水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議　長
引き続いて、当地区担当 8 番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

８　番
8 番、山近です。
6 月 4 日、大野会長さん、村田推進委員さん、事務局と私の 6 名で現地調査を行いました。
場所は、●●中学校と●●道路の間にあり、以前に申請のあった農地の隣接地になり、その時は所有権の移転の申請で許可された、宅地化の進んだ第 3 種農地です。
事務局の説明のとおりで、問題はないかと思われます。
皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議　長
事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（質問、意見なし）

議　長
質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議　長
挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたします。
続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の承認について、を議題といたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長補佐
それでは、説明いたします。5 ページをご覧ください。
議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の承認について。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の申請があったので、審

議を求める。
令和6年6月14日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
令和6年7月1日の公告となります。
従来からの利用権設定と、中間管理事業に係る利用権設定の2つとなっております。
まず、従来からの利用権設定です。
使用貸借が、長門地区が、1件2筆の3,229㎡、油谷地区が、1件4筆の9,175㎡。
合計しますと、2件6筆の12,404㎡となります。
詳細につきましては、6ページ以降をご覧ください。
次に、8ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。
賃貸借ですが、三隅地区が、1件1筆の1,600㎡、長門地区が、1件1筆の983㎡、油谷地区が、1件1筆の408㎡。
合計で、3件3筆の2,991㎡となります。
次に、使用貸借が、三隅地区のみで、1件1筆の1,543㎡となります。
合計しますと、4件4筆の4,534㎡となります。
詳細につきましては、9ページ以降をご覧ください。
改正前基盤強化促進法第18条第3項及び中間管理事業法第18条第5項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議　長　議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体についてご質問、ご意見等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

１６番　はい。

議　長　はい、どうぞ。

１６番　16番、木村です。
通常の利用権設定の方で、番号2の借受人の●●さんですが、新規就農の方でしょうか。

議　長　事務局から、お答えをお願いいたします。

事務局長補佐

はい、お答えいたします。
新たに農地を借りられて、農業を始められる方です。

１６番

はい、分かりました。

議　長

他にどなたか、ご意見、ご質問等のある方は、ご発言をお願いいたします。

（補足説明、意見、質問なし）

議　長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議　長

挙手多数であります。
よって、本件は、承認することに決定をいたしました。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入ります。11 ページ頁をご覧いただけたらと思います。
報告事項1、土地現況証明報告でございます。
番号1。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、登記地目は田、面積は3,155㎡。
申請者は、●●▲▲番地▲、●●さん。
現地は原野化しており、農地としての復元は困難な状況であったことから、令和6年6月4日に大野会長、大田委員、事務局とで現地を確認いたしまして、令和6年6月4日付けにて非農地として証明をしております。
ほか1件の、土地現況証明をしております。
報告事項1については、以上となります。

議　長

ただ今、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

議　長

続きまして、報告事項2の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明いたします。12 ページをご覧ください。

報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、通常の利用権設定に係る合意解約でございます。

番号 1。

通知者ですが、貸付人は、●●市●●▲の▲の▲、●●さん。

借受人は、●●▲▲番地、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は 397 ㎡、ほか 2 筆。

令和 6 年 4 月 30 日に合意解約しております。

ほか 3 件の、合意解約となります。

続きまして、13 ページから 17 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者変更でございます。

番号 1。

通知者ですが、旧転借人は、●●▲▲番地、株式会社●●。

新転借人は、●●▲▲番地、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は 3,113 ㎡、ほか 1 筆。

契約期間は、令和 6 年 6 月 28 日から令和 17 年 11 月 30 日となっております。

ほか 23 件の、合意解約による耕作者変更となります。

報告事項 2 については、以上となります。

議　長

ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

議　長

報告事項は、以上となります。

続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長補佐

それでは、事務連絡をいたします。

まず、農地パトロール合同説明会についてですが、令和 6 年 7 月 16 日、火曜日、9 時 30 分から、長門市役所本庁 4 階会議室で開催いたします。

農業委員会定例総会については、農地パトロール合同説明会終了後、引き続き開催いたします。

なお、現地調査につきましては、7 月 4 日、木曜日を予定しております。該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等連絡いたしますので、ご立会のほど、よろしくお願いいたします。

	また、改めてご案内いたしますが、農地パトロール合同説明会の際に、令和 6 年度分の互助会費を集金させていただきます。お一人 5,000 円となりますので、当日はお釣りの無いようご協力をお願いいたします。 最後に、本日総会終了後、農地利用最適化推進委員選考委員会を開催いたします。 大野会長、深水職務代理、高林委員、大田裕美委員、木村正雄委員、林一志委員は、このまま残っていただきますようお願いをいたします。 事務連絡は、以上となります。
議　長	それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。 お疲れでございました。
	終了時間　　午前 10 時 23 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和６年６月１４日

長門市農業委員会会長　　　大　　　野　　　　耕　　　作

議 事 録 署 名 委 員　　　大　　　田　　　　寛　　　治

議 事 録 署 名 委 員　　　河　　野　　八　　千　　代